

## 広島県告示第千三十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾瀬戸田港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和三年一月四日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和二年十月一日

瀬戸田港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 地方港湾瀬戸田港放置等禁止区域

向田港地区

#### 1 区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

#### 2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市鷺浦町向田野浦の国土地理院四等三角点「和霊石」（北緯三四度一九分二八秒七七三八、東経一三三度〇五分四四秒九七六五、標高二八・〇二メートル）

基点一 基準点から二〇度四一分五九秒の方向六〇四・一二メートルの点

基点二 基点一から五〇度五六分一二秒の方向一八一・六五メートルの点

### 二 地方港湾瀬戸田港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物